

# Press Release

2022/12/28

## 令和5年度より審査支払手数料の階層化を実現 平均手数料は、1.60円引き下げの 58.30円/件に

支払基金では、保険者の委託を受けて診療報酬に係る審査支払を実施しています。そのために必要な事務費は保険者によって負担される手数料で賄われています。具体的なレセプト1件当たりの手数料については、毎年度その額を保険者団体と支払基金との間で協議し、決定することとしています。

令和5年度における審査支払業務の手数料に関しては、手数料の階層化（医科・歯科の電子レセプトのうち、一般分レセプトとは別に医学的判断を要さないレセプト（判断が明らかなレセプト）の単価を設定すること）を実現するとともに同手数料を含めた各手数料単価等について、11月に協議が行われ、12月に保険者団体と支払基金の間で合意が得られました。

### 1 基本手数料（レセプト1件当たり）

- **手数料の階層化により、実際にご負担いただく医科・歯科レセプトと調剤レセプトの手数料（基本手数料）は、以下のとおりとします。**
  - ① **電子レセプト（医科・歯科分）及び紙レセプト**
    - ・ **一般分レセプト** 71.60円（令和4年度同額）
    - ② **電子レセプト（医科・歯科分）**
      - ・ **判断が明らかなレセプト** 41.50円（対前年度▲30.10円）
      - ③ **調剤分** 35.20円（対前年度▲0.60円）
  - また、付加手数料については、令和4年度予算と同額とします。

## 2 平均手数料（手数料水準）

- レセプトの平均手数料を**58.30円（税込）／件**と設定します。

これは、

- ① 令和4年度予算（59.90円／件）と比較して▲1.60円
- ② ピーク時の平成9年度決算（107.88円／件）と比較して▲49.58円となります。

## 3 レセプト区分ごとの手数料（レセプト1件当たり）

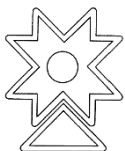
- 令和5年度におけるレセプト区分ごとの1件当たりの手数料は、次のとおりです。

### 審査支払業務の手数料（令和5年度）

（単位：円）（税込）

	保険者がレセプト又は連名簿を受け取る形態				
	オンライン分	電子媒体分	紙媒体分		紙レセプト
	電子レセ・連名簿	電子レセ・連名簿	電子レセプト	連名簿	
医科・歯科 （一般分レセプト）	71.60	72.90	83.80	74.80 (76.10)	71.60
医科・歯科 （判断が明らかな レセプト）	41.50	42.80	53.70	44.70 (46.00)	—
調剤	35.20	36.50	47.40	38.40 (39.70)	35.20

（注）かっこ内は、公費負担医療の実施機関が紙媒体のみならず電子媒体でも連名簿の受取りを希望する場合に係る手数料である。



社会保険診療報酬支払基金

—— 基本理念・私たちの使命 ——

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

### <本件に関するお問い合わせ>

社会保険診療報酬支払基金 経営企画部 企画広報課 E-mail:[honbu@ssk.or.jp](mailto:honbu@ssk.or.jp)

TEL 03-3591-7441(鎌田・吉武) FAX : 03-3591-6708 <https://www.ssk.or.jp/>